

<対策のポイント>

と畜された牛の個体識別番号が販売されている牛肉に適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、**牛肉のDNA鑑定を実施**します。

<政策目標>

DNA鑑定による牛の個体識別情報の正確な伝達の確保（DNA鑑定的一致率100% [平成34年度まで]）

<事業の内容>

<背景>

- 食の安全の確保や家畜伝染病のまん延防止のため、牛肉トレーサビリティ制度の適正な運用が必要。

牛トレーサビリティ法に基づく勧告・命令の実績

- 勧告：2件（29年度）

<事業内容>

1. DNA鑑定照合用サンプル採取

国内でと畜される**全ての牛の枝肉から、照合用サンプル**を採取します。

2. DNA鑑定及び照合用サンプル保管

採取された**照合用サンプル**を保管するとともに、**小売店等から購入した牛肉**と保管している照合用サンプルとの同一性をDNA分析により鑑定します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

